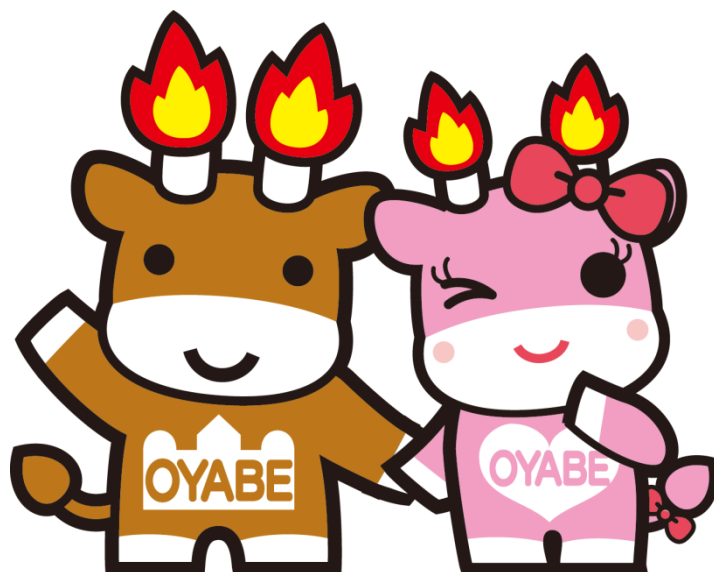


令和 7 年度 固定資産税（償却資産） 申告の手引



- 市のホームページから、申告書・申請書様式をダウンロードできます。

小矢部市 償却資産

検索

- 提出前に、最終ページの「提出前の確認事項」を確認してください。
- 申告書を郵送される方で控えが必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封ください。

提出・問合せ先

〒932-8611

富山県小矢部市本町1番1号

小矢部市 総務部 税務課 資産税担当

電話 0766-67-1760（内線 726）

日頃より、市税について御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）も課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在で所有している償却資産について申告していただくことになります（地方税法第383条〈固定資産の申告〉）。

この手引をお読みになり申告書等を作成の上、小矢部市役所 税務課に御提出ください。

目 次

1	償却資産とは	3
2	申告から課税までの流れ	6
3	償却資産の申告について	7
4	申告の方法について	10
5	税額等の算出方法について	12
6	個人番号・法人番号の記載について	13
7	非課税・課税標準の特例・減免等	14
8	国税と地方税との取扱いの違い	15
9	申告内容の確認調査について	15
10	過年度への遡及等について	15
11	提出前の確認事項	16

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は 減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます。）をいいます。

例えば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

(2) 償却資産の具体例

ア 資産の種類別

資 産 の 種 類		主 な 償 却 資 産 の 例
1	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等 ※「(3)家屋と償却資産の区分」参照
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備（ターンテーブルを含みます。）等
3	船	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0,00～09 及び 000～099」、「9,90～99 及び 900～999」の車両）等
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

イ 業種別

業 種	資 産 の 名 称
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、LAN 設備等
農林・水産	トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、粃すり機、精米機、マニアスプレッダー、モーター、ビニルハウス、機械置き場の舗装等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の課税対象は除く）、大型特殊自動車等
娯楽業	パチンコ機、パチンコ機取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備等
料理飲食店	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等

小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）等
理容・美容	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット等）等
クリーニング	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニル包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場の舗装等
駐車場業	受変電設備、発電機設備、機械式駐車設備、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等

(3) 償却資産と家屋の区別

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者	
同 じ	異 な る
独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。	家屋の所有者以外である賃借人（テナント）等が取り付けした事業用内装・造作及び建設設備等については、償却資産として取り扱います。当該設備は、賃借人（テナント）等の方が償却資産として御申告ください。

償却資産と家屋の区分表

※主な設備等の例示

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者			
			同 じ		異なる	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一覧	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN 設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎

償却資産と家屋の区分表

※主な設備等の例示

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者			
			同じ		異なる	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
電気設備	インターホン設備	集合玄関機、親機、子機等	○			◎
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷装置	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
	盗難非常通報装置	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	野外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）	○			◎
		中央式給湯設備				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、料金精算機、駐車場発行機、カーゲート等		◎		◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン文字看板、袖看板、簡易間仕切、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

2 申告から課税までの流れ

(1) 申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在で所有している償却資産について、その年の1月31日までに申告していただきます。

(2) 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

(3) 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を、小矢部市長が公示します。

(4) 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、小矢部市税務課において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方への閲覧に供しています。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

(5) 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、

文書をもって小矢部市評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

また、この審査の申出に対する決定に不服があるときは、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

(6) 税額の算出及び納税通知書の交付（課税）

下の算式により税額を算出し、4月上旬に納税通知書を交付します。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.55\%)$$

なお、価格等の算出の結果、課税標準額が150万円（免税点）未満の場合には課税されないため、納税通知書を交付しません。

(7) 審査請求

課税の内容について不服がある方は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小矢部市長に対して審査請求をすることができます。

(8) 納 期

4回の納期に分けて納めていただくことができます。なお、令和7年度の期別の納期限は下記の予定です。

期 別	第 1 期分	第 2 期分	第 3 期分	第 4 期分
納期限	4 月 30 日	7 月 31 日	12 月 25 日	翌年 3 月 2 日

3 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

令和 7 年 1 月 1 日現在で、償却資産を所有されている方です。なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- オ 償却資産の所有者が分からない場合、使用されている方
- カ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、「代表者（外○名）」という共有名義で御申告ください。）
- キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。

また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

(2) 申告書等の提出先

償却資産が所在する市町村に御提出ください。また、複数の市町村に償却資産を所有されている方は、その資産が所在する市町村ごとに、1 通ずつ御提出ください（同一市町村に本店・支店等複数の資産所在地がある場合も、申告書等は 1 通にまとめてください。）。電子申告により申告データを送信していただく場合も同様です。

(3) 申告書等の提出期間

令和 7 年 1 月 6 日（月）～令和 7 年 1 月 31 日（金）

※期限近くは窓口が大変混雑しますので、早めの提出をお願いいたします。

(4) 申告の対象となる資産

令和 7 年 1 月 1 日現在において、事業の用に供することができる資産です。なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、御注意ください。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休又は未稼働の資産
- エ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
- オ 福利厚生のに供するもの
- カ 使用可能な期間 1 年未満又は取得価額が 20 万円未満の償却資産であっても、個別

に減価償却しているもの

キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

- ・ 中小企業等の少額資産の損金算入の特例適用資産
- ・ 中小企業経営強化税制適用資産（租税特別措置法第 10 条の 5 の 3、第 42 条の 12 の 4）

(5) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は償却資産の対象とならないので、申告の必要はありません。

ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（小型特殊自動車を所有していれば、その所有者に軽自動車税が課税されますので、税務課にて軽自動車税の申告手続きを行ってください。手数料は無料です。なお、軽自動車税の申告手続きを行えば、固定資産税はかからなくなります。）

小型特殊自動車

種 類		農耕作業用	荷役運搬・土木建設作業用
具 体 例		農耕用トラクター、 田植え機、コンバイン、 薬剤散布車	フォークリフト、 ショベルローダー、 タイヤローラー
大 き さ	長さ	制限なし	4.7m以下
	幅		1.7m以下
	高さ		2.8m以下
乗用装置		あ り	
最高速度		35 km/h 未満	15 km/h 以下

※償却資産申告書に、小型特殊自動車が記入されている事例がありますので御注意ください。

イ 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）

ウ 繰延資産

エ 平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、以下のもの。

- ・ 耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
- ・ 取得価額が 20 万円未満の償却資産を、税務会計上 3 年間で一括償却しているもの

オ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価格が 20 万円未満のもの

※エ及びオについては、P 9 「少額の減価償却資産の取扱いについて」をお読みください。

少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ①取得価格 10 万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの
- ②取得価格 20 万円未満の資産のうち、3 年間で一括償却したもの
- ③地方税法施行令第 49 条ただし書による、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち、取得価格が 20 万円未満のもの
※ただし、以下④、⑤に記載する資産は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますので御注意ください。
- ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤少額であっても、個別に減価償却することを選択した資産

	取得価格 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
①	一時損金算入 ※ 1	申告対象外			
②	3 年一括償却 ※ 2	申告対象外			
③	リース資産（ファイナンス・リース）	申告対象外		申告対象	
④	中小企業特例 ※ 3	申告対象			
⑤	個別減価償却 ※ 4	申告対象			

※ 1 法人税法施行令第 133 条第 1 項又は所得税法施行令第 138 条第 1 項

※ 2 法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項

※ 3 中小企業特例を適用できるのは、平成 18 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得した資産です（租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5）。

※ 4 個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産は全て必要経費となるため、個別に減価償却することはできません。

御注意ください

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及び小矢部市税条例第 82 条の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、懲役又は罰金を科されることがあります。

4 申告の方法について

(1) 書類による申告書等の提出方法

償却資産申告書、種類別明細書等の所定の書類を、申告先の市町村に提出する方法で申告を行っていただく方法となっております。申告書を郵送される方で控えが必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封ください。

なお、申告方式は以下の2通りあり、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

ア 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は、市税務課で行います。

イ 電算処理方式

賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

(2) 電子申告による申告データ等の提出方法

小矢部市では、平成22年12月から個人市民税（給与支払報告書等）・法人市民税・固定資産税（償却資産）について、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX:エルタックス）を利用した電子申告受付を実施しています（詳細は、ホームページ<https://www.eltax.lta.go.jp/>を御覧ください。）。

eLTAX (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) の特徴

- ・市役所の窓口へお越しいただく必要がなく、会社や自宅からインターネットを利用して簡単に申告ができます。
- ・小矢部市以外でeLTAXへ参加登録している複数の市区町村への申告を、まとめて一度に送信することができます
- ・市販のeLTAX対応税務・会計ソフトウェア等で作成した申告データ等を利用することができます。

eLTAX の具体的な操作方法

eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAX ホームページを御覧ください。

地方税共同機構 eLTAX ヘルプデスク

電話 0570-081459（左記番号でつながらない場合は、03-5521-0019）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日、年末年始を除く）

(3) 提出書類（提出データ）

申告方式	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		R7.1.1 現在において所有されている全ての資産	R6.1.2 ～ R7.1.1 の間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
				第26号様式	別表1 (増加資産・全資産用)	別表2 (減少資産用)
一般	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○ ※1
	増加又は減少した資産のない方			○ ※2		
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方		○	○ ※3		○
	償却資産を所有されていない方			○ ※4		
電算処理	初めて申告される方	○ ※5		○	○ ※6	
	前年以前に電算処理方式により申告された方					
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方			○ ※3		
	償却資産を所有されていない方			○ ※4		

- ※1 種類別明細書（減少資産用）を台帳により提出する際は、内容に変更のあったページのみ御提出ください。
- ※2 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄に「増減なし」と記載してください。
- ※3 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄にその旨（「令和4年3月廃業」等）を記載してください。
- ※4 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄に「該当資産なし」と記載してください。
- ※5 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください。
- ※6 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記載してください。

- ・様式の枚数が足りない場合は、追加送付しますので、市税務課へ御連絡ください。
- ・市が送付した申告書以外の用紙にて申告される場合は、大きさをA4判とし、送付した申告書を同封してください。
- ・「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は、市ホームページからダウンロードが可能です。

耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い

平成20年度税制改正における「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の一部改正により、耐用年数が大幅に変更されました。固定資産税（償却資産）にお

いては、平成 21 年度から、改正後の耐用年数に基づく申告が必要です。評価額は、資産の取得当初から耐用年数を修正する場合と異なり、平成 21 年度以降は、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用し、計算を行うこととなりますので御注意ください。

5 税額等の算出方法について

(1) 評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告いただいた資産について一品ごとに賦課期日（1 月 1 日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価格} \times (1 - r / 2)$ $= \text{取得価格} \times A$	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ $= \text{前年度評価額} \times B$

r：耐用年数に応ずる減価率 ※ $r/2$ は、市の電算システムにて小数点以下第 4 位を四捨五入して算定

A：半年分の減価残存率（下表の「A 欄」参照）

B：1 年分の減価残存率（下表の「B 欄」参照）

- ・ 1 月 1 日取得の資産については、その前年の 12 月を取得年月とします。
- ・ 初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。
- ・ 算出した評価額が取得価額の 5 % を下回る場合は、取得価額の 5 % の額が評価額となります。

減価残存率表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955

看板 (ネオンサイン)	令和3年 2月	1,600	3年	0.536	$1,600,000 \text{ 円} \times (1 - 0.536 \times 1/2)$ $= 1,171,200 \text{ 円 (令和4年度評価額)}$ $1,171,200 \times (1 - 0.536)$ $= 543,436 \text{ 円 C}$	
----------------	------------	-------	----	-------	--	--

- ① 評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額（課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合）
 ② 1,000 円未満を切り捨て、税率（1.55%）をかけます。 3,337,000 円 $\times$ 0.0155 = 51,723 円
 ③ 100 円未満を切り捨てます。 51,723 円 $\rightarrow$ **51,700 円（税額）**

6 個人番号・法人番号の記載について

(1) 申告書への記載方法

別紙、申告書記入例を御参照の上、御記入ください。なお、個人番号・法人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたします。あらかじめ御了承ください。

(2) 本人確認資料について

個人番号を記載した申告書を御提出いただく場合、以下の本人確認資料を御用意ください。郵送される場合は、資料の写しを申告書に添付してください。なお、法人番号がプレ印字された申告書や電子申告の場合は、資料の添付は不要です。

ア 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	個人番号カード 又は 通知カード 又は 住民票（個人番号記載のもの）
身元確認資料	個人番号カード 又は 運転免許証 又は プレ印字された申告書

イ 代理人が申告書を提出する場合

本人の 番号確認資料	個人番号カード 又は 通知カード 又は 住民票（個人番号記載のもの）
代理人の 身元確認資料	個人番号カード 又は 運転免許証 又は 税理士証票
代理権確認資料	税務代理権限証書（税理士） 又は 委任状 ※原本に限る。

委任状は、市ホームページからダウンロードしていただくか、税務課窓口にてお受け取りください。

7 非課税・課税標準の特例・減免等

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条（第2、4、5、6、8、9項）、同法附則第14条（第1～3項）に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3（第 1～33 項）、同法附則第 15 条（第 1～44 項）、同法附則第 15 条の 2（第 1、2 項）、同法附則第 15 条の 3、同法附則第 56 条（第 12、15 項）、同法附則第 64 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税の課税標準の特例に係る届出書」を御請求の上、必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともに御提出ください。

（例）自家消費型太陽光発電設備、公共の危害防止用施設・設備、経営力向上設備等

（3）耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和 6 年 1 月 2 日から令和 7 年 1 月 1 日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、「耐用年数の短縮、増加償却、陳腐化資産の一時償却、耐用年数の確認を適用した償却資産にかかる届書」を御請求の上、必要事項を記入し、承認通知書若しくは届出書の写しとともに御提出ください。

これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。なお、圧縮帳簿や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められませんので御留意ください。

8 国税と地方税との取扱いの違い

国税（法人税・所得税）と地方税（固定資産税（償却資産））との取扱いの違いのうち、主なものは下表のとおりです。

項 目	国 税	固定資産税
償却計算の期間	事業年度（法人税の場合）	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、定率法、定額法の選択制度	一般の資産は定率法
圧縮記帳の制度	制度あり	制度なし
特別償却、割増償却の制度（租税特別措置法）	制度あり	制度なし
増加償却の制度（所得税、法人税）	制度あり	制度あり
評価額の最低限度	備忘価額（1 円）	取得価額の 100 分の 5
改良費	原則区分、一部合算も可	区分評価

9 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づき、電話によるお問い合わせや資料提供の御依頼、実地調査を行っておりますので、御協力をお願いいたします。また、地方税法第 354 条の 2 に基づ

き、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので御了承ください。

10 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第6項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分。）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期（P6「2 申告から課税までの流れ」参照）とは異なり、納期は1回となりますので御留意ください。

11 提出前の確認事項

- ☐ 申告書に、連絡先を記入されていますか。
- ☐ 「1 住所」に、納税通知書の送付先が記入されていますか。
- ☐ 「15 資産の所在地」「17 事業所用家屋の所有区分」は、記入されていますか。
- ☐ （電算処理方式の場合）全資産の種類別明細書は、添付されていますか。
- ☐ （控えの返送を希望の場合）切手を貼った返信用封筒を、同封していますか。
- ☐ 申告書の提出先は、資産の所在する市町村になっていますか。